

## 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用について

### 第1 趣旨

震災時等において被災地では、交通手段や通信手段が十分に確保できないことに加え、宇治市消防本部の人員の確保が困難となる等により、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きが遅れる可能性があります。

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きを円滑に実施するため、次の事項について手続きを行ってください。

### 第2 事前手続きについて

#### 1 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書

震災時等において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を迅速に行うために、事前に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いに応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画を「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策」（別紙1）を参考に作成し、危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（別記様式）に次の書類を添付して2通提出してください。

- (1) 危険物仮貯蔵・仮取扱いの実実施計画がわかる図書（「仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）」（別紙2）参照）
- (2) 当該仮貯蔵・仮取扱いを行う敷地内の図面
- (3) 当該仮貯蔵・仮取扱いの場所の周囲の状況がわかる図面

#### 2 実施計画の取消し

危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画が不要となったときは消防本部予防課に連絡してください。

### 第3 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用について

#### 1 電話による承認

発災直後等により、消防本部へ危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請を直接行ういとまがない場合や交通手段の確保が困難である場合については、電話等の通信手段により消防本部予防課へ申請してください。この場合、事後的であっても現場確認を行います。

#### 2 繰り返し承認

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの期間は、10日以内と定められていますが、震災時等においては、広範囲で危険物施設に被害が生じている場合があること、発災後、当分の間は燃料の需要が増加し、既存の稼働可能な燃料供給施設の燃料供給能力が不足する場合があること、長期間の停電によ

り非常用発電機等の燃料の継続的な供給が必要な場合があること等により、10日間に収まらない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが必要となることがあります。

このような状況においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を繰り返すことにより対応することが考えられますが、その場合の留意事項は以下のとおりです。

- (1) 1回の承認の期間は法令上、10日以内となります。
- (2) 安全確保のため、消防機関による定期的な現場確認を行います。
- (3) 繰り返し承認は無制限に認めるのではなく、必要な期間に留め承認できます。

お問い合わせ

宇治市消防本部 予防課

TEL：0774-39-9402